

# 税理士による無料申告相談

～ 申告書を作成できます ～

次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

| 期 間                        | 会 場      | 所 在 地            | 時 間                  |
|----------------------------|----------|------------------|----------------------|
| 令和2年1月27日(月)<br>～ 1月28日(火) | 忠生市民センター | 町田市忠生<br>3-14-2  | 午前9時30分<br>～午前11時30分 |
| 令和2年1月29日(水)<br>～ 1月31日(金) | 南市民センター  | 町田市金森<br>4-5-6   |                      |
| 令和2年2月3日(月)<br>～ 2月5日(水)   | 鶴川市民センター | 町田市大蔵町<br>1981-4 | 午後1時00分<br>～午後3時30分  |
| 令和2年2月6日(木)<br>～ 2月7日(金)   | 堺市民センター  | 町田市相原町<br>795-1  |                      |

- 小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書（土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合を除く。）を作成して提出できます。申告書等の提出のみの場合は、直接税務署にお持ちいただくか、郵送にてご提出ください。
- ご来場の際は、前年の申告書等の控えや源泉徴収票など申告に必要な書類、筆記具、計算器具、印鑑及びマイナンバーに係る本人確認書類（①マイナンバーカード又は②通知カードなどの番号確認書類及び身元確認書類）の写し等をご持参ください。
- 混雑状況等により、受付を早めに終了する場合がありますのでご了承ください。
- 申告書用紙の発送時期によっては、相談日が終了している場合があることをご了承ください。

## 医療費控除を受けるための手続きが変わりました！

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに『医療費控除の明細書』の添付が必要となりました。（領収書の提出は不要となりました。）

- ※1 医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。  
（税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。）
- ※2 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。  
（医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。）

（注）平成29年分から令和元年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

## 申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

確定申告書等を税務署へ提出する際は、“毎回”マイナンバーの記載と、本人確認書類（番号確認書類及び身元確認書類）の提示又は写しの添付が必要です。

《本人確認書類の例》

- ① マイナンバーカード（個人番号カード）のみ（【番号確認書類】と【身元確認書類】を兼ねています。）
- ② 通知カードなど【番号確認書類】+ 運転免許証や公的医療保険の被保険者証など【身元確認書類】
  - ※1 郵送にて申告書を提出する場合は、①の写し（表裏両面）又は②の写しを添付してください。
  - ※2 ご自宅からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です。

申告書は、国税庁ホームページで作成できます！

確定申告

検索